

後期高齢者医療制度からのお知らせ

被保険者全員に「資格確認書」を7月中旬に送付します

「資格確認書」は令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が廃止されたことに伴い発行されることとなった健康保険証に代わる書類（カード型）です。この「資格確認書」を医療機関等に提示いただくことで、これまでどおり医療を受けることができます。

本来は、令和7年8月以降はマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）をお持ちの方はマイナ保険証で、お持ちでない方は「資格確認書」で受診等をしていただくこととなっておりますが、後期高齢者医療制度では令和7年8月1日から令和8年7月31日までの間も、マイナ保険証の保有状況に関わらず、被保険者全員の方に「資格確認書」をお送りすることとなりました。

7月中旬に「資格確認書」を郵送いたしますので8月1日以降は送付された「資格確認書」を使用していただくか、マイナ保険証をご使用ください。

※有効期限が切れた保険証または資格確認書は町民課窓口までお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

令和7年度の後期高齢者医療保険料（率）について

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年中の所得に応じて負担していただく「所得割額」と被保険者全員が等しく負担していただく「均等割額」の合計額をもとに、4月から翌年3月までの12か月分が被保険者一人ひとりに賦課されます。

令和7年度の保険料率は次のとおりとなります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者の所得} \times \\ \hline 9.03\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者1人当たり} \\ \hline 45,930 \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{(上限 80万円)} \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減について

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準 (〓部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	13,770円/年
5割	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	22,960円/年
2割	基礎控除額(43万円) + 56万円 × (被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	36,740円/年

※65歳以上（令和7年1月1日時点）の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差し引き、さらに15万円（高齢者特別控除）を差し引いた額で軽減判定の所得を計算します。

※年金・給与所得者の数とは、同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得のある方（給与収入が55万円超）または公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和7年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超）の数です。

町民課 国保年金担当 ☎内線 121・121・123

国民年金保険料免除の申請について

令和7年度分の国民年金保険料免除・納付猶予申請は7月1日から受付開始となります。

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。町民課窓口またはマイナポータルで申請できます。

保険料免除制度の基準（承認期間：7月から翌年6月まで）

—本人、配偶者、世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること。

○全額免除

計算式：(扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 32万円

○4分の3免除

計算式：88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○半額免除

計算式：128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○4分の1免除

計算式：168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※納付猶予制度：50歳未満で学生以外の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。ただし、猶予期間は年金を受けるための期間として計算されますが、年金額には反映されません。

保険料を追納する

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。免除期間分の保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

☎町民課 国保年金担当 ☎内線 123

スマートフォンで老齢年金の請求手続きが可能になりました

【スマートフォンで老齢年金の請求手続きが可能になりました】

令和6年6月から、年金の未加入期間がない等の一定の条件を満たす方を対象に、スマートフォンやパソコンからねんきんネット（※）で老齢年金請求書の電子申請を可能とするサービスを開始しました。

電子申請はご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です。（約15分で手続きが完了）

一定の条件を満たす方には、日本年金機構から送付する「老齢年金請求書」に電子申請のご案内リーフレットが同封されています。ぜひ電子申請をご利用ください。

ご不明な点は、川越年金事務所またはねんきんダイヤルへお問合せください。

【ねんきん定期便のペーパーレス化にご協力ください】

日本年金機構では、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」のペーパーレス化を推進しています。

ねんきんネット（※）からねんきん定期便のペーパーレス化の登録をすると、お手持ちのパソコンやスマートフォンで電子版「ねんきん定期便」の受け取りが可能になります。

また、通知書のペーパーレス化の登録をすると「国民年金保険料控除証明書」や「公的年金等の源泉徴収票」も電子データでの受け取りが可能となります。

（※）「ねんきんネット」は左記のQRコードから利用登録を行うことができます。

☎川越年金事務所 ☎049-242-2657 ※自動音声案内「1」→「2」

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 ※ナビダイヤル

